

令和元年7月発行 山形市認定農業者情報誌 第140号
現在の山形市の認定農業者数：424名（令和元年7月）

えいおうキング

《発行》山形市農業振興協議会
＜問い合わせ先＞
農政課 就農・経営支援係
TEL 641-1212 内線 430

第19回山形市農畜産物フェスティバル

農産物フリーマーケット参加者募集！

- ① 目的 山形市の安全安心で新鮮な農畜産物の試食・即売、関連イベントなど、消費者とのふれあい・交流を通して、本市農業のアピールと農畜産物のおいしさをPRし、本市農業の消費拡大と地産地消の推進を図る。
- ② 日時 令和元年10月19日（土） 10：00～
- ③ 場所 県民ふれあい広場 芝生広場（霞城公園東大手門の東側）
（「山形市認定農業者連絡協議会」でブース確保）
- ④ 内容 自分で生産、加工した農畜産物の販売
- ⑤ 申込 令和元年8月23日（金）まで電話でお願いします。
- ⑥ 留意点
 - ・電気を使用の際は、発電機等で各自対応いただくことになります。
 - ・コンロ、鉄板等を持ち込む際は、その旨ご連絡ください。
 - ・出店者の昼食は各自でご対応くださいますよう、お願いいたします。



【申込・問い合わせ】

山形市認定農業者連絡協議会事務局
（山形市農政課 就農・経営支援係）
TEL：641-1212（内線 430）

やまがた6次産業学習塾 参加者募集のお知らせ

「直売を始めたい、加工品を販売したい、農家レストランをしてみたい、けど、どう始めたらよいかわからない」

そんな方たちが集まって、研修会を通じて情報交換や、成功事例を勉強しませんか。

山形市では、6次産業化に意欲的な農業者等の事業への取りかかりや具現化を目指す取り組みを応援させていただきます。

【対象者】

- 山形市内の農業者等で、農業の6次産業化に向けた新商品の開発・販売を考えている方
- 下記実施日の講義、視察研修会に全日程参加可能な方

- | | |
|----------|---|
| 1 実施内容 | 先進事例視察研修、講師を招いての講義など、 |
| 2 実施日 | 講 義 <u>8月6日(火) 午後1時～午後4時</u>
<u>8月7日(水) 午前10時～午後3時</u>
視察研修 <u>8月26日(月)</u> |
| 3 研修費 | 無料(昼食代は、別途自己負担となります。) |
| 4 定 員 | 先着20名 |
| 5 応募締め切り | <u>令和元年7月26日(金) 必着</u> |
| 6 申込方法 | 申込書は市ホームページからダウンロードするか、農政課窓口にて配布しておりますので、申込書に必要事項記載の上、下記問合せ先に提出してください。 |



【問合せ先】

農政課 6次産業推進係

TEL : 641 - 1212 内線 431

FAX : 641 - 1865

Eメール : nousei@city.yamagata-yamagata.lg.jp

やまがた6次産業学習塾 入塾申込書

次のとおり申し込みします。

令和 年 月 日

〒	—		
住所			
氏名			
Tel	— —	Fax	— —
E-mail	@		
年齢	歳	性別	男 女
職業			
新商品の開発・販売をどのように考えていますか。何をどう加工してどこに販売したいか、できるだけ詳しくお書きください。			

※参加申込書を令和元年7月26日（金）までFAX、郵送、Eメール等で提出してください。

連絡先 〒990-8540

山形県山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市農林部農政課6次産業推進係

Tel：023-641-1212 内線 431 Fax：023-641-1865

E-mail：nousei@city.yamagata-yamagata.lg.jp

耕作放棄地解消支援事業をご活用ください

耕作放棄地の再生利用・支援策をお知らせいたします。

耕作放棄地を解消し営農を行う場合の支援策として、山形市耕作放棄地解消支援事業がございます。

取り組みを希望される場合は、下記によりご相談ください。

◎耕作放棄地解消支援事業について

○対象者及び対象農地は次のとおりです。

- ① 農業者若しくは農業者団体
- ② 次の全ての要件を満たす農地
 - ・ 山形市内
 - ・ 自己所有地以外
 - ・ 荒廃の程度が一定以上（解消事業費により判断されます。）
 - ・ 農業委員会の調査により、荒廃農地と判断された農地

※詳しくは下記“本事業活用のポイント”をご覧ください。

○再生利用活動（耕作放棄地を再生し、利用する取り組み）

再生作業（障害物除去、土づくり、営農定着等）

- ・ 荒廃の程度、再生に要した経費に応じ、10a当り、3万円又は5万円を補助します。

○本事業活用のポイント

- ・ 農地の貸借契約等により、土地所有者に代わり再生作業を行う方が対象となります。
※売買の場合は要相談
- ・ 再生作業を行うに当たり、再生費用が6万円/10a以上必要とする耕作放棄地であること。
- ・ その他の要件など詳細については、お問い合わせください。

◎相談について

令和2年度の事業として事前相談を受け付けいたします。

- ・ 相談期間 令和元年9月30日まで
- ・ 必要書類 地名地番、所在、面積等のわかるもの、見積書（参考）をご準備ください。



お問い合わせ

山形市役所 農政課 農政企画係

641-1212 (内429.437)

消費税増税に関する 研修会のお知らせ

山形県認定農業者協議会主催で、消費税増税についての研修会を開催します。

日時：令和元年8月21日（水）15：00～16：30（予定）
※13：00からの総会の後に実施します（研修会のみ参加も可能です）。

場所：天童ホテル（天童市鎌田本町二丁目1-3）

講師：奥山 亨 税理士

申込み方法：参加希望者は山形市農政課へご連絡ください。
TEL：023-641-1212（内線430）後藤

※なお、まだ詳細は未定ですが、8月下旬～9月上旬に同じく奥山税理士を講師に迎え、村山総合支庁主催で消費税の研修会を実施予定です（「法人化入門研修」内にて）。上記の県認定農業者協議会主催の研修会は都合がつかないという方は、ぜひこちらの研修会への参加もご検討ください。

参加を検討する方は市役所農政課へお問い合わせいただければ、詳細が決まり次第、個別にご案内いたします。